

Q&A

Q1:なぜ出産前後4か月間が対象になるの？

この期間は、出産予定の方が働くことが困難なため、所得が減少することを踏まえ、負担軽減のために減免するものです。

Q2:出産の考え方は？

出産とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となります。

Q3:産前産後期間中の加入や脱退の場合は？

産前産後期間中に若狭町国保へ加入や脱退をされた場合は、産前産後期間のうち、若狭町国保加入期間分については免除対象となります。若狭町国保加入期間外については、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

Q4:低所得者減免世帯の場合の減免額は？

国民健康保険税の均等割額は、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があります。この軽減対象世帯の場合は、軽減制度適用後の均等割額のうち、産前産後期間の均等割額を免除します。

Q5:産前産後期間が年度をまたぐ場合の減免額は？

国民健康保険税は4月から翌年3月までを年度としています。ですから例えば令和6年3月出産の場合は2月から5月までが産前産後期間になりますので、2月と3月は令和5年度の税額で、4月と5月は令和6年度の税額でそれぞれ算定します。